

京都大学大学院文学研究科 21世紀 COE プログラム
「グローバル化時代の多元的人文学の拠点形成」

帝国システムの政治・文化的比較研究

NEWSLETTER

No.13
(2005 年度 第 5 号)
2006/3/3

ニュースレター第 13 号をお届けします。今回は、昨年 10 月 1 日に開催されました第 19 回研究会、同じく 11 月 19 日に開催されました第 20 回研究会、12 月 3 日に開催されました第 21 回研究会の内容報告です。

■ 活動報告

第 19 回（今年度第 5 回研究会）COE 研究会

日時：10 月 1 日（土）、午後 1 時から 3 時半まで

発表者：川本 真浩氏（高知大学）

発表題目：「博覧会にみる都市・帝国・世界—19 世紀後半～20 世紀前半のイギリスの事例から」

会場：京都大学文学研究科新館第 2 講義室

第 19 回研究会では、高知大学から本研究会の研究協力者でもある川本真浩氏をお招きした。報告では、イングランドアイデンティティにおける帝国の重要性に疑問を呈したバーナード・ポーターやポール・リードマンの説を批判的に検討した。川本氏は、1880 年代以降に開催された博覧会の実態を紹介しながら、これらの博覧会に「帝国」や「世界」のイメージがふんだんに織り込まれ、来場者が無意識のうちにそれらを受容する構造になっていたことを明らかにした。会場からは、同時期にフランス、日本など他の帝国でもさかんに博覧会が実施されていることに関連して、帝国内部および帝国間で博覧会開催のノウハウの伝達はなかったのか、また、世界中で博覧会が行なわれそこに資金が集まるという状況を 19 世紀に生みだした構造や時代背景は何であったのかといった質問が相次いだ。さらに、博覧会がイギリスの帝国意識形成に果たした役割は何であったのかといった点についても、ポーターやリードマンの説も踏まえ、活発な議論が行なわれた。

【報告要旨】

博覧会にみる都市・帝国・世界－19世紀後半～20世紀前半のイギリスの事例から－

川本 真浩（高知大学）

本報告は、19世紀末葉から第1次世界大戦までにイギリスで開催された博覧会からどのように当時の帝国や帝国意識に関する議論を展開できるのかを、近代イギリス社会に関する最近の研究を批判的に引用しながら再考してみようとするものである。考察の足がかりとしたのは、「イギリスの多くの人びとは、近年の帝国史関連の研究で言われるような帝国主義的な人びとではなかった」というバーナード・ポーターの主張と、「帝国はイングランドの人びとのアイデンティティの基盤としては重要ではなく、それよりもイングランドに拠り所を求める志向が強かった」というポール・リードマンの主張である。

たしかに、博覧会史研究においても、帝国のプレゼンスが過度に強調されがちである。ロンドンでの1851年の大博覧会や1870年代の博覧会シリーズでの帝国展示については、より慎重な評価が求められるだろう。その一方で、1880年代後半以降の博覧会で博覧会と帝国の関係が直接的かつ明白になってくることもあらためて確認したい。

1886年の植民地インド博覧会からI・キラルフィの一連の博覧会事業まで、同時期のロンドンでは帝国をメインテーマに据えた数多くの博覧会が開催された。ポーターは博覧会会場を訪れた多くの人びとが娯楽施設に惹きつけられていたことや、当時の労働者の回顧録で帝国展示への言及がみられないことなどを自説の論拠のひとつとした。しかし、娯楽施設のデザインのモティーフとして利用されていたのは、「帝国」や「外国」の「イメージ」であり、（まがいものであれ）その「表象」であった。ポーターの論理（言及がないこと＝無関心や無視）を逆に当てはめれば、「楽しいこと」に混ぜ込まれて存在したそれらの「イメージ」に対する違和感や抵抗感が表明されていないということは多くの人びとがそれらを受容していくことになるのではないか。

20世紀にはいると、とくに地方都市で「帝国」や「国際」（世界）というテーマを博覧会の名称や展示の中心からはずした博覧会がたびたび開催されたが、これらの博覧会でもその内容から国際色や帝国色がぬぐい去られたわけではなく、むしろ国際的・帝国的な要素がふんだんに盛り込まれていたことがわかる。

またロンドンでは、1911年にクリスタルパレスで「帝国祭」が開催され、会場内で「ロンドン・ページェント」が上演された。リードマンはイギリス帝国を中心テーマとするこのページェントを当時のイングランドでのページェント・ブームの「例外」だと指摘しているが、この帝国祭でのページェントを企画したF・ラッセルズに着目し、また海外にも視野を広げてこのブームをとらえると、彼の指摘が当を得ていないことがわかる。

博覧会は、都市、ネイション、帝国、世界を重層的にとりこんだ思考枠や政治的・経済的・文化的ネットワークを背景にしながら、「帝国」にとどまらない企画上の意図を有し、またそれゆえに大きなインパクトと社会的意味をもっていた。結果として、市民意識、ナショナル・アイデンティティ、帝国意識と重なり合った部分にたいして、博覧会は一様でないものの大いなる影響力をもっていたと考えるべきだろう。当時のイギリス社会を考察する場合、「帝国支配国にあって、帝国の表象が混ぜ込まれたさまざまなイベント・余興で、楽しいひとときをすごせるという経験」を多くの人がもっていたことの重要性は看過できないのである。

第20回（今年度第6回研究会）COE研究会

日時：11月19日（土）、午後1時から5時まで

発表者：浜井 和史氏（外務省外交史料館）
石原 俊氏（千葉大学）（発表順）

発表題目：浜井氏「もう一つの「沖縄問題」—戦後沖縄の戦没者慰靈問題と日本外交」
石原氏「「強制疎開」以後——小笠原諸島の戦—後をめぐって——」

会場：京都大学文学研究科新館第2講義室

第20回研究会では、日本の「境界」ともいえる沖縄と小笠原諸島を取り上げ、明治以降「日本帝国」に取込まれ、第二次世界大戦後は本土と切り離されて米軍の占領下に残されたこれらの地域が抱えた特殊な問題について、二名の若手研究者に最新の研究を報告して頂いた。

浜井氏は、敗戦後、1972年までアメリカの占領下にあった沖縄で戦没者慰靈碑の建立がどのように行なわれていったのか、また、戦没者問題の処理めぐって日本政府がアメリカとどのような交渉を行ない、それが実際の遺骨收拾活動や慰靈碑建立等にどのような影響を与えたのかを検討した。浜井氏は、これまでの研究で取り上げられることが少なかった遺骨收拾問題をめぐる日米間の折衝を一次史料に基づいて分析し、第二次世界大戦時に激戦地となつた島々（サイパン島、硫黄島など）への遺骨收拾団派遣が当初GHQの提案から始まつたものの、これらの地域がアメリカにとって軍事上の要地であったことから、日本側の要望の高まりにもかかわらず、その後の日米交渉の中で遺骨收拾が「印的」なものに留められていく過程を明らかにした。また、このような「日本政府による積極的関与の姿勢が米国との折衝で頓挫」する構図が、アメリカ占領下の沖縄にも当てはまるこことを明らかにし、沖縄の「特殊な地位」ゆえに、戦没者問題が「日本／沖縄」間ではなく、「日本／アメリカ」間の問題として処理され、日本政府の関与に限界が生じたことを説明した。会場からは、遺骨收拾に関するGHQの提案の背景や目的は何であったのか、日本政府は、戦死者の遺骨の家族への返還を政府の責任として認識していたのか、沖縄内部の社会運動や抵抗運動と日本政府の積極的関与との間に何らかの関係があったのか、オーストラリア、ビルマ（現ミャンマー）など、日本人の遺骨が残された他の国々との交渉はどうであったのかなど様々な質問が出され、白熱した議論が行なわれた。

石原氏は、社会学的なフィールドワークの成果も踏まえつつ、小笠原諸島の「白人」マイノリティである「帰化人」が、明治維新後の「日本帝国」への取り込み、1920年代初めの「要塞地帯」化、第二次世界大戦、日本の敗戦と米軍の占領、1968年の施政権返還という歴史の流れに翻弄されながら、米国と日本という二つの国家の狭間でいかに生きたかを検討した。特に、第二次世界大戦中の「強制疎開」、戦後の米軍占領下での生活、施政権返還後の生活の変化については、「帰化人」への聞き取り調査の結果を詳細に報告し、彼らの生の実態を立体的に明らかにした。会場からは、現在の小笠原諸島の人口構成、帰化人と日系人と社会関係、世代による言語の相違や言語のクレオール化について質問が提起され、活発な議論が行なわれた。

【報告要旨】

<報告 1>

もう一つの「沖縄問題」 —戦後沖縄の戦没者慰霊問題と日本外交—

浜井 和史（外務省外交史料館）

沖縄には現在、約 400 の戦没者慰霊碑が存在している。そのうち、「ひめゆりの塔」「魂魄の塔」など一部が「観光地」化する一方で、「忘れられた慰霊碑」として放置され、その維持管理が問題化しているものも少なくない。これら沖縄戦戦没者をめぐる諸問題に関する先行研究は殆ど皆無であるが、その理由として、戦後「沖縄問題」が米軍のプレゼンスを前提とした「沖縄返還」「米軍基地」をめぐる問題として捉えられてきたことが挙げられる。しかし、本土復帰以前において沖縄戦戦没者は、日本の「国内問題」というよりはむしろ、「日米間」の枠組みを前提として処理されてきたのであり、その意味で沖縄戦戦没者問題は、もう一つの「沖縄問題」といってよい。本研究では、沖縄戦戦没者問題の実態を明らかにするとともに、これらの検討を通じて、戦後日本の東南アジアへの経済的進出と並行して外交課題となつた「戦没者慰霊」問題の一侧面を照射することが狙いである。

海外戦没者の取扱いに関しては、日露戦争期以降、原則として遺骨・遺品を日本本土に送還することが規則化されていたが、太平洋戦争期は、戦局の悪化により、玉碎地を中心に遺体の回収・送還は事実上不可能となり、戦後の課題として持ち越された。占領期においてGHQは、「海外戦没将兵邦人に就き日本政府としても之が取扱を大切にせらるゝことは極めて肝要」と指摘し、これを受けて 1946 年秋以降に日本政府による海外戦没者処理についての研究が開始された。しかし、米軍将兵の処理が優先されたこと、また朝鮮戦争の勃発等により、具体的な進展はなかった。

講和成立後、米国管理下の太平洋諸島における戦没者の遺骨処理について日米間で交渉が本格化したが、対象となる諸島がいずれも米国の戦略的要衝にあたることから、日本側は遺骨収集を「印程度」にとどめるという米国の意向に沿うかたちで、1953 年 1 月、遺骨収集団を派遣した。沖縄に関しては、この交渉の過程で別途遺骨処理を行うことが決定したが、その理由として、すでに沖縄の現地住民によって独自の遺骨処理が実施されていたことが大きく影響していた。

日本から行政的に分離された沖縄では、1946 年初頭より、米軍監視のもと、地域住民による自発的な遺骨収集が行われ、激戦地となった沖縄本島南部を中心に各地に慰霊碑が建立された。日本政府は、遺骨調査団の派遣（1952 年 3 月～4 月）により初めて沖縄における戦没者の実態を把握し、その丁重な取扱いにつき感謝決議を採択したが、その後も日本政府の関与は遅々として進まなかつた。

沖縄における遺骨収集は講和後も引き続き琉球政府が主体となり地域住民等によって実施されていたが、度重なる沖縄側からの陳情により、1956 年、日本政府は遺骨収集及び中央納骨堂の建立のための予算を計上するところとなつた。しかし、沖縄における遺骨処理は日米外交関係の手続きを前提とした「もどかしい手順」を経て初めて実施されたのであり、埋没壕の遺骨発掘計画など日本政府による積極的関与の姿勢が米国との折衝の過程で頓挫するなど、日本政府の主体的関与は制限されざるを得なかつた。

1960 年代に入ると、経済成長と民生の安定を背景に、日本国内で「戦没者慰霊」への関心が増大し、沖縄に関しても都道府県や戦友会、遺族会など本土関係者による慰霊碑の建立が急増した。琉球政府は当初それを規制する方針を示したが、「遺族の心情」への配慮とともに慰霊碑建立を「沖縄の観光」の一環として誘致するという「沖縄の事情」により慰霊碑の「乱立」が容認される状況となつた。

このように、唯一の地上戦の舞台となつたにもかかわらず、本土復帰以前において米国

統治下という「特殊な地位」ゆえに沖縄戦戦没者に対する日本政府の関与は限定的なものとなつた。すなわち沖縄戦戦没者は、「日本／沖縄」間の問題である以前に、「日本／米国」間の問題として処理され、遺骨収集等の実態面は「沖縄／米国」間で実施することとなつたのである。こうした日本政府の主体的・統合的関与の欠如は、戦後沖縄に多様な慰靈空間をもたらし慰靈碑の乱立状況を生み出すとともに、「忘れられた慰靈碑」への対処と新たな慰靈祭のかたちという今日的課題を投げかけている。

(本報告の論旨は、報告者個人の見解であって、外務省の公式見解ではありません。)

<報告 2 >

「強制疎開」以後
——小笠原諸島の戦—後をめぐって——

石原 俊（千葉大学）

小笠原諸島 Bonin Islands は 19 世紀初頭まで「無人島」であったが、1830 年にオアフ島から移住した約 25 人の男女が初めて長期の入植に成功する。かれらは、野菜などの栽培、家畜家禽類の放し飼い、ウミガメ漁などによって食料を得る一方、これらを寄港する船舶とくに捕鯨船に売って生計を立てていた。その後も同諸島には、欧米諸地域や太平洋諸島などから、入植者、寄港する船からの脱走者、漂流者、略奪者など出身地も経歴も雑多な人びとが上陸または移住ってきて、島々を結節点とする自律的な社会的交通を展開していた。

しかし小笠原諸島は、英國・米国・徳川幕府などによる領有競争を経た後、主権的国家としての「日本帝国」が形成されていく過程で、「北海道開拓」や「琉球処分」などと並行して、1875 年に「小笠原島回収」の名の下に占領され始める。そして、それまでに世界各地から移住していた「外国人」は全員が「日本帝国」臣民に編入され、「帰化人」と呼ばれるようになつていった。他方で、明治政府のバックアップの下、その時点までに「日本帝国」の主権下にあった「内国」の島々から小笠原諸島への殖民が開始された。

だが、このように「日本帝国」の国境が既成事実化されていく過程でも、「日本帝国」は小笠原諸島を固有の対象とする例外的な法を発動し、「外国船」乗組員と移住民との交易などを無関税のまま追認していた。また「帰化人」と呼ばれた人びとは、かつての捕鯨船員としての漁労、近海でのカヌーによる漁、島での狩猟などで培ってきた銃手としての技法を活かして、毎年「外国」籍のラッコ・オットセイ猟船に季節雇用され、生計を立てていった。かれらは、カムチャツカ半島や千島列島沿岸の猟場に移動するプロセスで、しばしばロシアや「日本帝国」自身の「国境侵犯」にも加担するという、複雑な軌跡を辿っていた。小笠原諸島における「日本帝国」の出先機関も、こうした自律的で越境的な社会的交通をある程度黙認していた。

世紀転換期以降、小笠原諸島における「外国人」船員の上陸が制限されていき、オットセイの海上捕獲も禁止されるなど、「日本帝国」をめぐる国境の再編や法の改変によって、小笠原諸島の移動民・移住民をめぐる生活世界は切り縮められていく。それでも「帰化人」と呼ばれた人びとは、カヌーによる近海でのウミガメ漁など從来から培ってきた労働の技法を活かしながら、何とか生計を立てていった。

1944 年、「日本帝国」陸海軍は、すでに 20 年來にわたって要塞化・秘密基地化を進めていた小笠原諸島・父島を、「内地」防衛の前線として利用しようとし、「帰化人」を含む大多数の住民を順次「内地」へ「強制疎開」させた。「帰化人」と呼ばれた人びとの多くは「内地」に係累を持たないため、練馬の収容所に入れられて軍需工場に徴用された。かれらは「内地」社会において、官憲による監視・テロルの対象となることだけでなく、民間人からのリンチの標的になることにも怯えながら、暮らさなければならなかつた。他方、軍人・軍属・徴用工等として徴用・召集され父島で軍務に従事させられた人は、「強制疎開」の対象外となつた。

「帰化人」と呼ばれた人びとのうち 4 名が、父島で従軍させられ「終戦」まで生き延びている。かれらは文字通り、生き延びるため日々のたたかいを余儀なくされていった。

小笠原諸島は、硫黄諸島や沖縄島と異なって、結局地上戦を経験せず「終戦」を迎えた。「終戦」直後に父島にも米海兵隊が上陸し、戦後処理を開始するが、米軍側はこれに先だって、「日本帝国」統治下の小笠原諸島で「帰化人」が受けている人種主義的な扱いを想定しており、すでにこうした敵対性を逆用・利用の対象として想定していた。「帰化人」は米軍によって、「重要なマイノリティ」=協力者として改めて見出されたのである。そして GHQ・米軍は 1946 年、「帰化人」とその親族のみに帰島を許可する法的措置を発動した。他方、その他の「内国」出身者（の子孫）たちは「内地」にとどめ置かれ、1968 年に小笠原諸島の施政権が「日本国」に「返還」されるまで、帰島をゆるされなかつた。こうして、「戦前」の「日本人」と「帰化人」をめぐる敵対状況から、「戦時」の「強制疎開」という措置を経て、「戦後」の「帰化人」のみへの帰島措置に至る、一連のプロセスの中で、小笠原諸島をめぐる社会関係の分断は強化されていったのである。

海兵隊に代わって小笠原諸島に駐留し始めた米海軍は、帰島者全員を父島に住ませ、かれらに十分な衣食住を供給した。さらに 1952 年以降、父島の軍施設が本格的に整備されると、米海軍は、帰島者に英語による米国式の学校教育を保証し、かれらの大部分を軍施設の従業員として雇用した。水道・電気などのライフラインや医療も無料で供給されていった。他方で米軍は、かれらの島外との通信や移動とりわけ「内地」とのそれに関しては、検閲などを含む厳しい制限を加えていた。そして米軍は、このような「帰化人」=“The Bonin Islanders”への生計の保証や生の統御・囲い込みと表裏一体のプロセスとして、着々と父島の（再）秘密基地化・（再）要塞化を進めていったのである。

こうした生の統御・囲い込みの一方で、帰島者たちは、「強制疎開」以前からの生活世界を組み替えつつ、生き抜いていた。当時もなお、帰島者の間で軍雇用員の次に多かった職種は、近海漁業であった。かれらは、従来培われてきたカヌーによる帆走・漁労の技法や漁具の製法を活かしつつ、ウミガメ漁や鱈などの「突きん棒漁」に従事していった。これらの漁獲物は米軍用船の定期便によってグアム島に出荷され、帰島者にとって貴重なドル箱となっていた。またかれらは、「内地」への移動を制限された反面、法文上は「日本国」籍であるにもかかわらず、米軍の許可を受ければ、米国の管轄下にあったミクロネシアの島々やハワイ諸島、米本土などへの移動は可能だった。こうした例外的措置の下で、グアム島、ハワイ諸島、米本土へ進学・就職する人びとも多く、米市民権を獲得する人さえいた。かれらは、主権的な法に翻弄されながらも、19 世紀から移動民の社会的交通の中で培われてきた生のあり方を組み替え・更新しつつ、生きていったのである。

父島駐留米軍によるバックアップがあったとはいえ、23 年間の米軍統治下において、帰島者の間には、小笠原諸島の「日本国」への施政権「返還」に反対し米国併合を請願する動きが、何度も顕在化していた。だが 1968 年、「返還」は現実のものとなり、長らく「内地」にとどめ置かれていた「内国」出身者（の子孫）の帰島が開始されていく。「日本国」政府は、「強制疎開」し米軍統治下に帰島した人びと（の親族）を「在来島民」として、「強制疎開」の対象となり「返還」以後やっと帰島した人びと（の親族）を「旧島民」として、それぞれ（再）分類した。そして、「在来島民」が「日本国」籍のまとどまるか米国籍を取得するかの選択権も、2 年間の时限付きで与えられた。「日本国」政府は「返還」に先立って、父島にとどまることを選んだ「在来島民」の就労希望者全員が公務員などとして雇用されるように手配し、かれらの生計を保証しようとしていた。他方で、学校教育においては、「戦前」の小笠原諸島でさえ行われていた英語による授業が正課に組み込まれることはついぞなく、小学校から高校まで、日本語による日本語の教科書を使用した教育が展開していった。当時まだ生徒だった「在来島民」の若者たちは、課外授業で日本語の読み書きを学んで父島や「内地」で職を探すか、米国籍を取得して英語世界で職を探すか、などの重要な選択を迫られていったのである。

以上のようなプロセスの中で、「帰化人」と呼ばれた人びと（の子孫たち）は、なおも主権

的な法とわたりあいながら、小笠原諸島で、「内地」で、ミクロネシアで、ハワイで、米本土で、あるいは他のさまざまな地において、生き抜いていったのである。

■ 活動報告

第21回（今年度第7回研究会）COE研究会

日時：12月3日（土）、午後1時から3時半まで

発表者：桂川 光正氏（大阪産業大学）

発表題目：「領事館令に見る居留民取締り」

会場：京都大学百周年時計台記念館会議室III

2005年最後の研究会は、大阪産業大学の桂川光正氏をお招きした。桂川氏は、「帝国日本」における民衆統合の一側面を明らかにする作業の一貫として、20世紀初頭から1930年代までの在中国領事館の日本人居留民取締りに関する法令を取り上げ、検討した。桂川氏は、領事館令の多くが、同じく中国に領事館を置いていた欧米諸国の視線にさらされる中で、「体面」を維持する為に日本人居留民の服装や行動を管理、規制するものであったことを明らかにした。また、営業関係の法令が1910年代半ばに届け出制から許可制に転換することについて、管理売春制度導入との関連を指摘した。

会場では、在中国領事館が中国で属人的治外行政権を行使できると解釈していた点について、治外法権の本来のあり方との矛盾が指摘され、日本の治外法権行使のあり方をめぐって活発な議論が行なわれた。また、領事館警察の規模や警察権行使に至る手続き、他の治外法権保有国の規定に関して質問が行なわれた。

【報告要旨】

「領事館令に見る居留民取締り」

桂川 光正（大阪産業大学）

在中国日本領事館の館令を取り上げて、不平等条約の下での日本人居留民取締りの一端を見てみた。これは、「帝国日本」における民衆統合のある重要な側面を明らかにする作業の一部である。なお、時間の関係で、1937年頃までの中国本土における違警罪目及び警察犯処罰令と営業取締りに対象を限定した。

まず営業取締りについて見てみた。始めのうちは、届出制を原則とする一方で特殊な営業についてのみ個別規則で許可を与える方策を取っていた。ここでは、日本人の移動、特に犯罪者の出入のチェック、日本人女性の売春を防止するための宿屋や料理店への監視、売薬商人の保護と日本製売薬の「声価」の保持などが、営業取締りの主な目的であった。

その後、在留邦人増加に伴う警察上の取締りを要する営業や営業行為の増加に対応するために、1915年頃から、徐々に許可制に転換して行き、1926年には、全領事館が殆どの営業を許可制とした。その狙いは、居留民保護や居留民の営業活動の保護よりは、むしろ営業許可制を通じて居留民に「睨みを利かせる」ことにあった。この転換で何よりも重視すべきは、芸妓等に関する取締規則の制定を通して管理売春制度を導入したことである。上海と天津を除くすべての日本人居住地で管理売春制度が実施されることとなった。

次に、各領事館の違警罪目と警察犯処罰令について見てみた。各館の違警罪目は、国内違警罪に対応する項目は比較的少なく、各地の事情に応じて規定している。総体的に言えば、取締りの主な狙いは、在留日本人の動向を把握すること、その服装容姿が国家の「体面」を辱めないように取締ること、無届営業を取締ること、武器の携帯や喧嘩を取締ることにあった。領事館の目から見れば、当時の日本人居留民の多くは、規則習慣を遵守せず容装も全く顧慮しない、無頼の徒に近い存在なのであった。

各領事館が1908年以後、順次公布した警察犯処罰令は、比較的多くの項目が国内警察犯処罰令と対応していたが、各館に固有の規定が少なからずあるだけではなく、地域的な特色もある程度見ることができる。ここでの取締りの主な狙いは、第一に、日本人の出入と営業以外の居留民の動向を把握することにあった。第二は、密売春の防止で、これは上記の管理売春制度と表裏一体をなすものである。他に、外国人に対する「体面」の保持、詐欺や詐欺まがいの行為の防止、一時滞在者の軽犯罪の防止などであった。

以上見たような、領事館による居留民取締りの特徴は、第一に、営業行為をはじめ社会生活の隅々にまで睨みを利かせ、管理しようとする姿勢である。第二に、「国家の体面」へのこだわり、即ち、居留民が日本の「体面」を汚すことを恐れ、その防止のための居留民管理に力を入れたことである。これらは、領事館側が居留民を、常に監視していないと何をしてかすか分からぬ「下等民」と見下していたことをうかがわせる。第三に、売春禁止から管理売春へという大きな転換である。

最後に、領事館警察の役割について一つの仮説を提示した。つまり、これまで述べたような居留民の生活の隅々に至る細々した取締りこそが領事館警察の本来の任務だったのであり、間島など「満洲」の領事館警察や北支警務部、中支警務部が力を入れていた民族運動・社会運動の取締りは、実は例外的な任務だったと考えた方がよいのではないか。従来の領事館警察研究が領事館警察のこうした側面に焦点を当てて来たのには意味があったが、領事館警察のその側面と役割を評価し過ぎているのではないだろうか。こうした観点から領事館警察の役割と意義をもう一度見てみる必要があるだろう。

■ 今後の研究会の予定

◇ 第23回（今年度第9回）COE研究会（発表題目は未定）

日時：2006年3月29日（水）、午後1時から3時半まで

会場：京都大学文学研究科新館第二講義室

発表者：李 昇輝氏（京都大学人文科学研究所）

<連絡先>

〒606-8501 京都市左京区吉田本町

京都大学文学研究科 現代文化学共同研究室

電話/ファックス：075-753-2792

E-Mail: teikoku-hmn@bun.kyoto-u.ac.jp

URL: <http://www.hmn.bun.kyoto-u.ac.jp/teikoku/>

担当：溝上 宏美